

「コムストックローン約款」【コムストックローン・SBI証券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日: 2019年2月1日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【コムストックローン・SBI証券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、日本証券金融株式会社（以下「日証金」といいます。）のコムストックローン・SBI証券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と株式会社SBI証券（以下「提携証券会社」といいます。）および日証金との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様（提携証券会社に第2条第2項(3)①から④までに掲げる口座の開設または取引に関する契約を締結しているお客様は除きます。以下同じとします。）に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットによる利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p> <p>第2条（契約の成立および契約期間）</p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する日証金の審査に</p>	<p style="text-align: center;">コムストックローン約款 【コムストックローン・SBI証券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、日本証券金融株式会社（以下「日証金」といいます。）のコムストックローン・SBI証券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と株式会社SBI証券（以下「提携証券会社」といいます。）および日証金との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が、提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様（提携証券会社に<u>信用取引口座を開設されているお客様は除きます</u>。以下同じとします。）に対し、<u>当該お客様が同口座に保有している有価証券を担保として</u>、インターネットによる利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p> <p>第2条（契約の成立および契約期間）</p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する日証金の審査に</p>

新	旧
<p>において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとし、</p> <p><u>(1) 申込時においてお客様が満20歳以上70歳未満であること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) お客様が提携証券会社において次に掲げる口座の開設または取引に関する契約の締結を行っていないこと。</u></p> <p><u>① 信用取引口座</u></p> <p><u>② 貸株サービス (株券貸借取引)</u></p> <p><u>③ F X (外国為替証拠金取引) 株券担保サービス</u></p> <p><u>④ 有価証券担保ローン (コムストックローンを除きます。)</u></p> <p style="text-align: center;">((1)へ移動)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとし、</p> <p>(1) 第2項<u>(2)</u>から<u>(6)</u>までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第3項<u>(4)</u>に定める融資金の利息の支払いが遅延していないこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条 (担保)</p> <p>1~3 (略)</p>	<p>において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとし、</p> <p style="text-align: center;">(現行(3)から移動)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) お客様が提携証券会社に信用取引口座、貸株サービス、F X 株券担保サービス、S B I S L 証券担保ローンの申込みを行っていないこと。</u></p> <p><u>(3) 申込時においてお客様が満20歳以上70歳未満であること。</u></p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとし、</p> <p>(1) 第2項<u>(1)</u>、<u>(2)</u>および<u>(4)</u>から<u>(7)</u>までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第3項<u>(3)</u>に定める融資金の利息の支払いが遅延していないこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条 (担保)</p> <p>1~3 (略)</p>

新	旧
<p>4 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、<u>外国株券等の外国証券および特定上場有価証券（TOKYO PRO Market等のプロ投資家向け市場のみに上場されている有価証券をいいます。）</u>は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、日証金の判断によるものとし、日証金は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5～11 (略)</p> <p>第4条（融資要領）</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1) 本融資の実行は、日証金が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1号の融資限度額は、担保有価証券のうち融資不適格銘柄を除いた銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、<u>5,000万円（お客様およびお客様の資産管理会社が担保有価証券の発行会社の役員または大株主の場合において日証金が必要と判断したときは3,000万円）</u>を上限とします。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>日証金は、前2号により定めた融資限度額の上限をお客様の職業、勤務先における役職および取引状況、担保内容等により、お客様にあらかじめ通知のうえ契約</u></p>	<p>4 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、<u>外国株式等の外国証券</u>は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、日証金の判断によるものとし、日証金は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5～11 (略)</p> <p>第4条（融資要領）</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1) 本融資の実行は、日証金が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1号の融資限度額は、担保有価証券のうち融資不適格銘柄を除いた銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、<u>3,000万円</u>を上限とします。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>期間の更新時その他いつでも変更することができるものとします。変更により融資残高が融資限度額の上限を上回ったときは、当該超過額を返済していただきます。</u></p> <p>(6)~(8) (略)</p> <p>2 返済方法</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 第2号①の預り金返済においては、お客様からの申込みを受けて、日証金はお客様が申し込んだ返済額を限度として（ただし、返済日の預り金出金可能額が返済申込金額に満たない場合は、当該出金可能額を返済金額とします。）、お客様から委任を受け、申込みがなされた日に提携証券会社に当該返済額に相当する金銭を引出すよう請求し、申込みがなされた日の翌々営業日に返済に充当します。ただし、お客様が16時以降に申し込まれた場合は、申込みがなされた日の3営業日後に返済に充当します。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において日証金が定めるところによるものとします。ただし、日証金は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、一般に行われる程度のものに変更できるものとし、変更する場合は、Eメールおよび日証金のウェブサイトでその旨をお客様に通知します。</p> <p>(2) <u>前号の利率につき、日証金は融資残高、担保内容等に基づき、一部のお客様に対し優遇利率を適用する場合があります。この場合には、お客様に対してあらかじめ通知のうえ、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を取り止めることができるものとします。</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 遅延損害金</p> <p>お客様が第2条第4項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第15条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき</p>	<p>(5)~(7) (略)</p> <p>2 返済方法</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 第2項①の預り金返済においては、お客様からの申込みを受けて、日証金はお客様が申し込んだ返済額を限度として（ただし、返済日の預り金出金可能額が返済申込金額に満たない場合は、当該出金可能額を返済金額とします。）、お客様から委任を受け、申込みがなされた日に提携証券会社に当該返済額に相当する金銭を引出すよう請求し、申込みがなされた日の翌々営業日に返済に充当します。ただし、お客様が16時以降に申し込まれた場合は、申込みがなされた日の3営業日後に返済に充当します。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において日証金が定めるところによるものとします。ただし、日証金は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、一般に行われる程度のものに変更できるものとし、変更する場合は、Eメールおよび日証金のウェブサイトでその旨をお客様に通知します。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4 遅延損害金</p> <p>お客様が第2条第4項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第14条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき</p>

新	旧
<p>金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p> <p>第5条、第6条（略）</p> <p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>(3)、(4)（略）</p> <p>(5) <u>担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上（融資残高が3,000万円を超える場合は85%以上）となったとき。</u></p> <p>(6)、(7)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第8条（弁済金の充当順序）</p> <p><u>お客様から弁済いただいた金額が本契約およびお客様と日証金との間のその他の契約に基づき日証金に対して弁済いただくべき一切の債務を完済させるに足りないときは、日証金が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務のうち、元金、利息、遅延損害金または費用のいずれにも充当することができるものとします。</u></p> <p>第9条、第10条（略）</p>	<p>金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p> <p>第5条、第6条（略）</p> <p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、日証金から通知、催告等がなくても日証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3)、(4)（略）</p> <p>(5) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上となったとき。</p> <p>(6)、(7)（略）</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第8条、第9条（略）</p>

新	旧
<p><u>第11条</u>（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレス、<u>職業、勤務先および金融機関口座その他日証金への届出事項に変更があった場合には、直ちに日証金所定の書面または日証金のウェブサイトにより届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、日証金が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p><u>第13条</u>（報告および調査）</p> <p>1 <u>職業、勤務先および財産、収入等の信用状態について日証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</u></p> <p>2 <u>職業、勤務先および財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、日証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。</u></p> <p><u>第14条</u>（契約の終了）</p> <p>1 第2条第4項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) お客様が第7条または<u>第15条</u>第3項により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) お客様が<u>第16条</u>による約款変更に同意しないとき。</p> <p>(5)～(7) （略）</p>	<p><u>第10条</u>（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレスおよび<u>届出金融機関口座その他日証金への届出事項に変更があった場合には、直ちに日証金所定の届出事項変更届</u>により届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、日証金が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p><u>第12条</u>（報告および調査）</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について日証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、日証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p><u>第13条</u>（契約の終了）</p> <p>1 第2条第4項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) お客様が第7条または<u>第14条</u>第3項により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) お客様が<u>第15条</u>による<u>この</u>約款変更に同意しないとき。</p> <p>(5)～(7) （略）</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>第16条</u> (約款の改訂変更)</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他日証金の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を<u>日証金のウェブサイト</u>または<u>書面</u>で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p><u>第17条</u>、<u>第18条</u> (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正約款は、2019年2月1日（以下「実施日」といいます。）から実施します。</p> <p>2 改正後の第7条第1項(5)の規定（「融資残高が3,000万円を超える場合は85%以上」の部分に限ります。）は、実施日前に日証金が融資限度額の上限として個別に3,000万円超の金額を設定しているお客様については、契約期間満了日までの間は、適用いたしません。なお、契約期間を更新した場合は、適用されます。</p>	<p>2 (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p><u>第15条</u> (約款の改訂変更)</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他日証金の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p><u>第16条</u>、<u>第17条</u> (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>2018年5月</p>